別紙（第15条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でなく、またその構成員は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、法人等の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

(2)　新型コロナウイルスに係る業種別のガイドライン等を踏まえた適切な感染症対策を講じていること。

(3)　本補助金の交付申請段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。